

情報通信審議会 電気通信事業政策部会

電気通信番号政策委員会（第39回）

1 日時 令和7年6月30日（月）16時46分～18時00分

2 場所 Web会議

3 出席者

（1） 電気通信番号政策委員会構成員（敬称略）

相田 仁（主査）、大谷 和子、河村 真紀子、猿渡 俊介、森 亮二、矢入 郁子、山下 東子（以上7名）

（2） 関係者

中山 慎一（警察庁刑事局捜査支援分析管理官付理事官）

内田 佑樹（一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）特殊詐欺対策検討部会長）

（2） 総務省

大村 真一（電気通信事業部長）、五十嵐 大和（電気通信技術システム課長）

（3） 事務局

平松 寛代（番号企画室長）、齊藤 浩之（番号企画室課長補佐）

4 議題

（1）「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」について

（2）電話番号の特殊詐欺への利用の実態について

（3）「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」論点（案）

（4）その他

【相田主査】 それでは、本日は皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第39回会合を開催いたします。

本委員会の主査を務めさせていただきます相田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、事務局より開催に当たって御説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。まずはウェブ会議における開催上の注意事項について御案内いたします。本日の会合の傍聴者につきましては、音声及び資料投影のみでの傍聴と

させていただいております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいておりますので、設定を変更しないようお願いいたします。また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像をオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄で発言したい旨を全員宛てに書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。発言する際には、マイクと映像をオンにして発言してください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。接続に不具合がある場合には、速やかに再接続をお願いいたします。その他、チャット機能で随時全員宛てに連絡をいただければ対応させていただきます。

注意事項は以上になります。

続いて、配付資料の確認となります。議事次第に記載されておりますとおり、資料 39-1 から 39-5 及び参考資料 1、2 の計 7 点となっております。

事務局からは以上です。

【相田主査】 ありがとうございました。

続きまして、構成員の確認をさせていただきます。本年の 1 月に新たな任期が始まりましたが、前期と比べ、三友委員、柴田委員が退任され、石井委員、大谷委員が任命されております。それ以外の委員の方は再任されております。なお、本日は石井委員、藤井委員が御欠席となっており、大谷委員は途中参加、森委員は途中退席と伺っております。また、本日は、警察庁刑事局捜査支援分析管理官付、中山理事官と、一般社団法人電気通信事業者協会、特殊詐欺対策検討部会の内田部会長に御出席いただいております。

続きまして、主査代理についてでございます。参考資料 1 の電気通信事業政策部会における委員会の設置の 2-3 に基づき、主査の私から主査代理の指名をさせていただきます。本日御欠席ではございますけれども、前回の任期に引き続き、藤井委員に主査代理をお願いしたいと思います。事務局から、事前に、藤井委員からは内諾をいただいていると伺っておりますので、皆様、御了解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議題 1、「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」についてに移りたいと思います。本件は、6 月 17 日に総務大臣から情報通信審議会に対して諮問がなされ、同日に開催された電気通信事業政策部会における審議の結果、当委員会におい

て調査検討を行うこととされたものです。

当該諮問の内容につきまして、まず、事務局から説明をお願いいたします。

【齊藤番号企画室課長補佐】 事務局でございます。それでは、御説明させていただきます。

資料３９－１を御覧いただければと思います。こちらが諮問書となっております。

めくっていただきまして、２枚目を御覧ください。諮問は、電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方とさせていただいてございます。

１番目が、諮問の理由でございます。近年、総務大臣から認定を受けた事業者が特殊詐欺の幫助犯として逮捕・起訴、実刑判決に至った事例が増加し社会的な問題となっております。そこで、電気通信番号の犯罪利用に対する抜本的な対策等を検討しました昨年の最終答申を踏まえまして、以下のとおり、令和７年に電気通信事業法を改正いたしました。

具体的に内容３つございまして、１つ目は、欠格事由に詐欺罪等により刑に処された者を追加すること。２つ目は、認定の基準として申請者の役務継続性の見込み等を追加すること。３つ目が、電気通信番号を使用した卸電気通信役務を提供する事業者に対して、卸先事業者が一定の要件を満たすことの確認義務を課すなどの改正を行いました。

この令和７年法改正においては、規律の対象となる電気通信番号の種別、電気通信番号を使用した卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行方法等の事項については総務省令に委任しているところがありますので、これを規定するために必要な事項について検討を行う必要があるところでございます。また、令和７年法改正は、この電話番号の犯罪利用対策以外の内容も含む広範な制度改正となっておりますので、この改正について、電気通信番号制度について整合を図るための検討を行う必要があるところでもございます。

以上につきまして、今回の諮問をさせていただいたところでございます。

３つ目でございますけれども、諮問を希望する時期は令和７年１１月頃とさせていただいておりまして、答申が得られたときの行政上の措置としては、今後の情報通信行政の推進に資するものとさせていただいてございます。

続きまして、資料３９－２に基づきまして、今申し上げた諮問の概要について少し追加で御説明をさせていただきたいと思います。

１ページ目でございますけれども、こちらは、今御説明さしあげた諮問書の内容でございますので、割愛をさせていただきます。

２ページ目以降が、令和７年法改正の概要について御説明させていただいているところ

でございます。

3 ページ目、御覧ください。こちらは、先ほどの諮問書の諮問理由にも記載がございますけれども、電気通信番号を使用する電気通信事業者は、総務大臣から計画の認定を受けることが必要でございます。最近では、このような認定を受けた事業者が特殊詐欺に関与いたしまして、逮捕・起訴、実刑に至った事例が存在してまいりました。そして、典型例としては、総務大臣から番号の指定を受けた事業者から卸提供を受けている事業者が番号を特殊詐欺グループに提供して、特殊詐欺グループがその番号を使って詐欺を実行するというケースというものになってございます。

こうした背景を踏まえまして、4 ページ目でございますけれども、令和 6 年に以下のような情報通信審議会答申をいただきました。具体的には、電話番号の特殊詐欺の犯罪利用を排除するための方策として 3 点答申をいただいたところでございます。1 点目は、欠格事由に特殊詐欺として立法事実のある犯罪について追加するというもの。2 点目は、事業者の取組関係でございまして、番号を卸提供する際に、犯罪に関与する事業者が番号が流れてしまっているところがございますので、卸元事業者が卸先事業者に対して、相手方が認定を受けていることを確認するという、相手方についての役務継続性があるかについての確認をするということについて、答申をいただいたところでございます。3 点目は、認定基準につきまして、認定基準に義務づけている取組が適切に講じられていることなどを追加するというところについて答申をいただいたところでございました。

これを踏まえまして、5 ページ目でございます。この答申を受けまして、令和 7 年に電気通信事業法を改正いたしました。具体的には、1 番目は欠格事由の追加といたしまして、特殊詐欺に関係している犯罪について追加をいたしました。あと、こちらについては、答申では窃盗犯も含めて入れるべきだという答申でございましたけれども、窃盗犯は万引きから特殊詐欺に係るような受け子など、非常に多様なケースがあることから、窃盗犯を一律に欠格事由に追加するのではなく、2 番目の認定基準の追加で省令に委任して規定するということとさせていただいております。

また、2 番目に認定基準の追加でございます。こちらについては、役務の継続的な実施が見込まれていることを追加したことと、その提供する役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高くないというようなことを、省令に委任してございます。

3 つ目の事業者への義務づけ、こちらは卸元事業者が卸先事業者についての確認をする義務づけを課したところでございまして、具体的には卸先事業者が認定を受けているかど

うか、また、役務継続性の見込みがあるかどうかということを確認することを法律上の義務づけとして追加をさせていただいたものでございます。

続けて、8ページ目以降でございます。こちらは、今回の諮問に当たりまして、具体的な検討事項について御説明させていただくものとなっております。

9ページ目に検討事項一覧として掲載をさせていただいております。具体的には、先ほど申し上げた今回の法改正に基づきまして、多くの細かいところについては省令に委任させていただいている内容がございます。この省令を含む下位法令の部分について、こちらで検討させていただきたいと思っております。具体的には、認定基準の追加の関係ですとか卸元事業者への義務づけの確認、こういったものの関係など全部で7点でございます。こちらは資料39-5の個別の検討において、また別途詳細を御説明させていただきたいと考えてございます。

続けて10ページ目でございます。こちら、今後の進め方について御説明させていただくところとなっております。

本委員会で事業者ヒアリングなども含めて御議論いただき、9月頃に報告書を取りまとめ、電気通信事業政策部に答申案として御提出をさせていただき、よろしければパブコメを経て11月には答申をいただきたいという、こういうふうな大まかなスケジュールで、現時点では事務局の案としてはお示しをさせていただいたところでございます。

以上が、議題の1つ目の御説明となります。以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございました。ただいま御紹介いただいた各項目につきまして、この後また改めて意見交換させていただきますけれども、ただいま御説明いただきました諮問事項全般につきまして、御質問等ございましたら、チャットに書き込んでいただければ私のほうで順に指名させていただきますし、それが難しいようでしたら、直接マイクをオンにしてお声かけいただくなり、森先生などの場合には、御質問全体をチャットに書き込んでいただいても結構でございます。いかがでございましょうか。

それでは、また、具体的な内容につきまして、これから意見交換させていただきますので、必要に応じて戻って質問していただいても結構でございます。一旦先に進みたいと思います。

議題の(2)は、電話番号の特殊詐欺への利用の実態についてということで、本日は警察庁様から特殊詐欺における電気通信番号の悪用の実態について、また一般社団法人電気通信事業者協会様から、事業者における電気通信番号の犯罪利用に対する取組についてプレ

ぜんいただく予定でございます。

それでは、まず、警察庁刑事局捜査支援分析管理官付の中山理事官から御説明をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【警察庁】 ただいま御紹介あずかりました警察庁捜査支援分析管理官付理事官の中山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、まず、当庁から発表の時間を設けていただきまして、ありがとうございます。当庁からは、特殊詐欺における電気通信番号の悪用実態というテーマでこれから発表のほうをさせていただきたいと思います。

次のスライド、よろしくお願いします。

まずは、特殊詐欺の情勢について御説明をいたします。このスライドは、特殊詐欺の認知件数と被害額の推移を示したものです。令和6年の特殊詐欺の被害額は約718億円であり、過去最悪であった平成26年の約566億円を大きく上回りました。また、令和6年と令和5年を比較いたしますと、認知件数はプラス10.5%、被害額はプラス58.8%となっております。特殊詐欺の犯行には電話の利用が欠かせないため、警察といたしましても、関係省庁と協力しながら、電話の悪用対策に取り組んでまいりました。しかし、様々な対策を積み重ねてもなお、犯行グループは必死になってこれらの対策の間隙を狙っており、対策がたちごっこになってしまうという実態がございます。特殊詐欺を防ぐためには、犯行グループに電話番号を渡さない。犯行グループが使っている電話番号を停止するという対策が重要となります。

次のスライドをお願いします。

次に、特殊詐欺に犯行利用された電話番号について、その番号種別の推移について御説明をいたします。

特殊詐欺の犯行に利用される番号種別につきましては、携帯番号、電話転送の仕組みを介して利用される固定番号、そして050番号など、様々に変遷をしてきました。悪用が確認されるたびに、携帯番号や050アプリ電話については契約時の本人確認が義務づけられ、固定番号や050番号については、総務省等と連携をいたしまして、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止等スキームによる利用停止等の対策が講じられたことにより、特殊詐欺に係る電話番号の対策は一定の成果を上げてまいりました。

国内番号につきましては、令和5年、上半期までは増加傾向でございましたが、下半期には減少に転じてございます。これは、先ほど申し上げました特殊詐欺に利用された固定電話

番号等の利用停止スキームにおける措置の1つとして、令和5年7月に、悪質事業者が保有する在庫番号を一括して利用停止する措置が追加されたことなどが影響していると考えられます。一方で、令和6年上半期には再び増加に転じておりまして、対策がたちごつことになっている状況となります。

次のスライドをお願いします。

次に、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止等スキームにより、利用停止スキーム参加事業者から、総務省及び警察庁に対して提供された、利用停止要請を受けた契約者、及び利用停止の電話番号数を基に、悪質事業者の利用停止番号数を暦年ごとに集計した結果について御説明をいたします。

なお、当該スライドの内容は、令和7年6月19日現在の集計結果となります。

利用停止スキームの対象となる番号種別は、0ABJ番号及びその付加番号、0120番号、0800番号等、並びに特定IP電話番号となります。スライドの上部黒枠で囲っているところとなりますけれども、令和3年、令和4年に把握をした悪質事業者の利用停止番号には、0ABJ番号のほか、その付加番号及び特定IP電話番号が含まれておりますけれども、令和5年以降に新たに把握をした悪質事業者の利用停止番号は0ABJ番号だけが確認をされております。令和3年、令和4年においては、悪質事業者の数はそれぞれ数社程度でございますが、これらの悪質事業者は、総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を取得し、多くの電話番号を保有するとともに、隠れみのかたとして用意をした2次、3次の卸先事業者から、架け子であるエンドユーザーへ番号を供給することで自社に捜査が及ぶことを避けてきた状況がうかがわれるところでございます。そのため、個々の番号が利用停止されても、長期にわたって番号の供給を続けていたものと考えられます。

こうした悪質事業者による特殊詐欺の犯行グループに対する電話番号の供給に歯止めをかけるため、先ほどのスライドでも御説明をしましたとおり、令和5年7月に利用停止スキームに在庫番号を一括して利用停止する措置を追加いたしました。その結果、悪質事業者にとっては、一者単独で大量の電話番号を保有し、それらの在庫番号が一括して全て利用停止されるよりも、事業者の数を増やし、保有する電話番号を小分けにして分散させておくほうが、たとえそのうちの1者の在庫番号が一括して利用停止されたとしても、残りの事業者で悪質事業を敢行することができていたものと考えられます。実際に、令和4年まで悪質事業者が数社であったのに対し、赤枠で囲っておりますけれども、令和5年以降は事業者数が増加をいたしまして、令和5年から現在まで既に20を超える悪質事業者が現れている状況

でございます。

スライドの一番下には、令和5年以降、新たに把握をした悪質事業者の利用停止番号数を
お示ししております。悪質事業者としては、少なくともここに記載した番号数を契約すること
で、特殊詐欺の犯行グループへの電話番号提供といった悪質事業が敢行されているもの
と考えられます。

なお、これら悪質事業者の中には、黒幕が闇バイト的に電気通信事業者の代表者を募り、
名義を借りて転送事業を開業するケースが複数含まれており、こういった使い捨ての小規
模な悪質事業者が短命覚悟で大量投入され、犯行グループへの番号の提供が継続されてい
る現状にあります。

次のスライドをお願いします。

最後に、まとめを御説明いたします。悪質事業者や犯行グループに、たとえ1番号でも渡
ってしまうと、多くの被害が発生すると同時に、これを取り上げるのには長い時間と多大な
労力がかかります。特殊詐欺等の実行犯への犯行ツールとしての電話番号の提供を目的と
して参入を図る事業者に対し、電話番号が販売されないよう、実効性のある仕組みの構築が
必要と考えます。そのほか、犯行に関与する悪質事業者を見分けるため、警察による捜査と
共に、所管省による立入調査等の行政処分を積極的に推進するなど、市場の健全性確保に向
けた環境の構築が必要であると考えております。

以上で、当庁からの発表を終わります。本日は、お時間をいただきましてありがとうございます
でした。

【相田主査】 中山理事官、どうもありがとうございました。

先ほどちょっと申し上げるのを忘れましたが、質疑応答等は2件プレゼンをいただいて
からまとめて行いたいと思います。

ということで、続きまして、一般社団法人電気通信事業者協会、特殊詐欺対策検討会の内
田部会長から、資料の御説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【一般社団法人 電気通信事業者協会（TCA）】 ありがとうございます。よろしくお
願いいたします。

改めまして、一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）特殊詐欺対策検討部会の内田で
ございます。本日はお時間をいただきましてありがとうございます。

私のほうからは、特殊詐欺に利用された固定電話番号等に関する取組について御説明さ
せていただきます。

次のスライドをお願いいたします。

まず最初に、特殊詐欺対策検討部会について、簡単に説明をさせていただきます。令和元年の閣僚会議決定、オレオレ詐欺等対策プランにおきまして、特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止をはじめとする実効性のある対策を講じるということをしたということに基づきまして、特殊詐欺に利用された固定電話の利用停止等の運用・検討のため、令和元年9月にT C Aの下で特殊詐欺対策検討部会が立ち上がりまして、現在も活動をしているところでございます。

具体的な活動内容といたしましては、特殊詐欺に使用された固定電話番号の利用停止のスキームを運用しているところでございます。

次のページをお願いいたします。

こちら、番号利用停止等のスキームについて、簡単に御紹介をさせていただきたいと思えます。特殊詐欺対策検討部会に参加する会員事業者につきましては、警察の皆様の要請に応じまして、特殊詐欺に利用された番号等の利用停止、または悪質な利用者への新たな固定電話番号の提供拒否等を実施しております。具体的なイメージは下の図のほうにございますけれども、左の下のほうに特殊詐欺グループがございます。こちらが転送サービス事業者と転送契約をしまして、右側の電気通信事業者、N T Tの事業者等が番号を付与して、0 A B J等の番号を表示して特殊詐欺を行っているというところになっておりますので、特殊詐欺の対応といたしまして、右側のほうに書いておりますけれども、大きな3つの項目として対応しております。細かいところは次のページで御説明いたしますけれども、1番目としまして、固定電話等の利用停止措置、新たな固定電話番号等の提供拒否、悪質な電話転送サービス事業者の保有する固定電話番号等の在庫番号の利用停止というところを実施しているところでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらが、今御説明した3つの取組の概要の詳細でございます。1点目、固定電話番号と利用停止等というところで、警察の皆様が特殊詐欺に利用された番号等を認知した後、電気通信事業者に対しまして当該番号等の利用停止を要請いただいております。事業者につきましては、その要請を受けて、固定電話番号等の利用停止等を行った上、警察庁に対して当該利用停止等を行った番号等の契約者の情報を提供しております。

2番目としまして、新たな固定電話番号との提携拒否というところで、こちら警察庁の要請に基づきまして、いただいた一定の基準を超えて利用停止等の要請の対象となった契

約者の情報をいただきまして、その契約者に対して新たな番号等の提供拒否を要請いただいております。その要請を受けまして、事業者としましては、新たな番号等の提供を拒否しているというところでございます。

3番目としまして、先ほど警察庁の方も少し御紹介いただきましたけれども、令和5年に新たに追加した取組でございます。悪質な電話転送サービス事業者の保有する固定電話番号等の在庫番号の利用ということで、こちら警察庁の要請に基づきまして、一定の要件を満たす場合に、悪質な電話転送サービス事業者の保有する番号等を一括して利用停止を行うということを要請いただきまして、それに基づきまして、事業者は在庫番号を含めて一斉に利用停止を行うという取組をやっております。

次のページをお願いいたします。

こちらが、これまでの今御説明した取組の開始の連携でございます。令和元年に特殊詐欺対策検討部会が立ち上がりまして、まず最初に、利用停止と番号の提供拒否の運用を開始しているところでございます。次に、令和3年に、対象の追加ということで、利用停止措置等の対象に特定IP電話番号、050番号を追加しております。その後、対象事業者、一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会のスキームの運用開始に伴ってTCAと、こちらの協会とスキームの連携を開始しております。そして、令和5年6月に対策の追加というので、先ほども話したとおり、在庫番号の利用停止措置を追加しているところでございます。

以後、警察庁様、関係事業者、関係団体と連携の上、このような番号利用停止スキームを運用しているところでございます。

次、お願いいたします。

最後に、番号利用停止等の実施状況ということで、簡単に御説明をさせていただきます。

こちらの表にありますのは、令和6年の実績でございます。まず、利用停止の件数ということで、令和6年1月から12月末までの状況でございます。固定電話につきましては1,307件、050番号につきましては2,106件の利用停止を実施しております。また、新たな固定番号等の提供拒否ということで14件実施してございます。新規番号の提供拒否対象契約者等が保有する番号等の利用停止要請が10事業者について行われて、在庫番号1万126番号を利用停止しております。令和6年までの、これ、総計でございます。利用停止等の件数でございますけれども、運用開始、令和元年から令和6年までの実績でございます。固定電話番号につきましては1万3,972件、050IP電話番号につきましては1万1,588件の利用停止等、これまで運用しております。

簡単ではございますが、事業者の取組につきましては以上でございます。ありがとうございます。

【相田主査】 ありがとうございます。それでは、ただいまの警察庁様とT C A様からの御説明につきまして、御質問等ございましたら、チャット欄に記入いただければと思いますが、よろしく願いいたします。それでは、まず、猿渡先生、お願いいたします。

【猿渡専門委員】 大阪大学の猿渡です。御紹介ありがとうございます。

番号利用停止はいろいろと進んでいるということで、いい方向にも向かっているのかなという思いもありつつ、まだまだ特殊詐欺が多いということで、幾つか質問したいんですが、全部で4点ありまして、まずは警察庁の方から、まず、2ページ目のスライドで、そもそも特殊詐欺が増えた社会的な背景というのは何なのかというのを、少し御存じだったら教えていただきたいなど。これは日本が貧しくなったからなのか、それとも、テレグラムとかの匿名ツールが発達しているからなのか、その辺の根本的な原因をまず、もし分かれば教えていただきたいというのがまず1点目。

2点目、3ページ目お願いします。国際電話が増えているという背景をもし御存じだったら教えていただきたいと。O A B J 番号とかからかかってきたら、さすがにだまされるかなという気がするんですけど、国際電話がかかってきたら、さすがに僕でも怪しいと思うんですが、それでも増えているというのはよく分からない。それは、海外の犯罪グループが結構活発に狙ってきているからなのか、それとも、日本人のグループは、捕まるのを避けるために海外から攻撃してきているのが多いのか、その辺の背景を教えていただきたいと。

次、3点目が4ページ目です。こちらのア、イ、ウ、エに関しては事業者だというのは分かるんですけど、A、B、C、D、E、F、Gに関しては、これも事業者なんですか。説明がどこにも書いていないので、そこを教えていただきたいです。

最後、4点目、こちらは両方なんですけど、ちょうどここで見ると、利用を停止した番号、事業者と数を書いてあるんですけど、数十から数百程度の番号を保有している事業者で、特殊詐欺ではなくて合法的なサービスをしている事業者というのは一体どういう人たちが存在するのかと、ちょっとその辺の、合法的にはどういう人たちが利用しているのかと。要するに、こういうことの対策を考えたときに、真面目にやっている人に迷惑がかからないように考えたいので、合法でやっている人たちはどういうサービスをしているのかというのを教えていただけますでしょうか。

以上、4点になります。

【相田主査】 それでは、まず、警察庁様、お願いできますでしょうか。

【警察庁】 まず1点目の、特殊詐欺の被害額がなぜ増えているのかというところなんですけれども、そこは一概に何が原因かというところは、必ずしも明らかではないところはあるんですけれども、やはり詐欺としてだましやすい犯行ツールですとか、今回電話のケースもそうですけれども、そういった世の中の情報通信技術、便利なサービスが増えてきたことで、逆に犯罪を敢行しやすいような環境ができているというところが、1つの背景としてあるのかなというふうに考えてございます。

すみません、2点目でよろしいですか。

【相田主査】 お願いいたします。

【警察庁】 2点目の、国際電話が増えているケースの背景ということですので、なぜ国際電話が増えているのかというところは、一概に言えない部分はあるかと思いますが、少なくとも当方では、これまで携帯電話ですとか、あとは固定電話、050電話の対策については、先ほど御説明のほうを差し上げましたとおり、様々なスキームや排除していくためのルールをつくっていくことで、一定の効果を上げてきたのだらうというふうに考えております。この点、やはり国際電話に対する対策が、こういったスキームの中に入っていないということで、犯行グループはそれらの番号に着目をして利用しているのだらうというふうに考えております。対策を講じていくにつれて、この国際電話の数は令和5年の下半期から急に増えてきておりますけれども、それがこれまで国内の電話番号に対する対策を講じてきたことの証左であるのかなというふうには考えております。

続いて、3点目でよろしいですか。まず、3点目のA、B、C、D、E、これは事業者なのかという御質問でしたけれども、こちらのほうは5社共に事業者となります。

4点目につきましては、4点目の合法的にどういうサービスを使っているのかというところなんですけれども、把握している範囲では、昨今のテレワークですとかそういったリモートの環境の広がりと共に、この転送サービスを利用されるというようなケースは把握してございます。網羅的ではございませんが、把握している情報ということでお伝えをさせていただきます。

以上でございます。

【相田主査】 最後の質問はTCAさんにもということでしたけども、TCAさんのほうで何か追加の情報をお持ちでしょうか。

【一般社団法人 電気通信事業者協会（TCA）】 内田でございます。

正直申し上げて、事業者サイドでは、利用者が何に使っているかというところは基本的には分からない部分が多いので、基本的には警察様が、こちらが特殊詐欺に使われているところの情報に基づいて利用停止等をしているところでございますので、分からないというところが基本なんですけれども、先ほど警察庁様がおっしゃったとおり、コールセンター等に使っているというような推定はできますけれども、結論は分からないというのが正直なところでございます。

すみません、以上でございます。

【相田主査】 猿渡先生、よろしいでしょうか。

【猿渡専門委員】 大丈夫です。ありがとうございました。

【相田主査】 続きまして、森先生から、警察庁さんの資料の、利用番号停止数のスライドですから、4ページ目で、令和6年から令和7年に比べて激減しているように見えるが、その理由はというお話ですけれども、令和7年はまだ始まって3か月しかたっていないから少ないという理解でよろしいでしょうか。

【警察庁】 警察庁でございます。御指摘のとおり、令和7年につきましては、まだ途中段階ということで、件数のほうは昨年と比べて限られた少ないものとなっているのではないかとこのように捉えてございます。

【相田主査】 森先生、よろしいでしょうか。それでは、続きまして、河村委員、お願いいたします。

【河村専門委員】 ありがとうございます。質問させてください。

1つ目は、警察庁の方の資料の3ページ目を見ますと、令和5年にとても固定電話の対策が効いたみたいなふうに読めますが、令和6年から、また固定電話が増えているんですが、それは、その次のページで御説明のあった、子分けする事業者が増えたからという理由という解釈で、よろしいでしょうかというのが1つ目です。

もう一つは、T C Aさんの資料というか、御説明全体なんですけど、2ページ目に、転送電話の図が書いてありますけれども、今までのご説明において、固定電話番号を使った特殊詐欺と言われているときに、転送電話を使ったものと、転送電話を使わないで、契約した固定電話からそのままかけているというケースと2種類あるのかなと理解しているのですが、転送電話を使ったものがほとんどであるとか、どれくらいであるとか、そういうことは分かっているなら教えていただきたい。

あともう一つ、質問させてください。転送電話サービスというのは、国際電話からかけて

も03とか表示されるような転送電話はできるのでしょうか。よろしくお願いいたします。

【相田主査】 それでは、まず、警察庁様、第1点と、あともしかしたら第2点、第3点についても、御存じでしたらお答えいただければと思います。

【警察庁】 まず、警察庁でございます。1点目の御質問いただいた関係でございます。令和6年の上半期の固定電話については、令和5年の下半期と比べて増えている。その理由としまして、事業者が、子分けされているものが多いからということの理解でよいかというところかと思うんですけれども、その認識で私どもも捉えてございます。短命覚悟で入ってくる小粒の業者が多いというところが、理由としてあるものと考えてございます。

【相田主査】 2点目、3点目については、よろしいでしょうか。では、そちらにつきましては、TCAさんのほう、お答えいただければと思います。

【一般社団法人 電気通信事業者協会（TCA）】 私のほうから答えさせていただきます。

まず、2点目の御質問につきましては、こちら、すみません、結論では、事業者側では分らないというのが、割合等は分からないというのがお答えになります。想像するに、やはり転送サービス使っているケースが多いんじゃないかと思ひまして、そこは転送を使うことで、なかなかいわゆるグループの本体にたどり着きづらいということで、捜査に時間がかかるというようなことがあると考えておりますので、転送のほうが多いんじゃないかと想像しておりますけれども、正確なところは、事業者では分からないというところがお答えになります。

3点目の、国際電話につきましては、まだはっきり分かってない部分も多いと思ひますけど、恐らく番号偽装しているのかというふうに考えておりますが、これが転送を使っているのかどうかというところも、ちょっとまだ我々の事業者のほうでは分からないというところがお答えでございます。

すみません、そういう回答になってしまいますけど、以上でございます。

【相田主査】 河村委員、よろしゅうございますでしょうか。

【河村専門委員】 分かりました。私の理解のためにもう一つだけ、関連して質問してよろしいですか。

先ほどの警察の資料で、3ページ目にあった黄色い国際電話というのは、被害者宅に国際電話番号が表示される国際電話ということですね。転送されたけど、元が国際電話だったということではないですねという確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

【相田主査】 だと思いますけれども、警察庁様、それでよろしいでしょうか。

【警察庁】 はい、その御認識のとおり、表示されたものが国際電話の番号であったというところで把握をしてございます。

【河村専門委員】 ありがとうございました。

【相田主査】 私から補足というんでしょうか、させていただきますと、多分T C Aさんの資料の2ページ目で、③の被害者に発信というところは、いわゆる電話ということに限らず、今どきですとインターネットを経由した音声サービスであるものが普通の電話に転送されるというようなケースもあるかと思しますので、いわゆる国際電話ということに限らず、特殊詐欺グループが国内以外のところにいる可能性というのはそれなりにあるんじゃないかなというふうに拝察いたしました。もし、警察庁さんなりT C Aさんのほうで、何か補足いただけるのであればお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

【一般社団法人 電気通信事業者協会（T C A）】 T C A、内田でございます。御認識のとおりかと思えます。ありがとうございます。

【相田主査】 ほかにいかがでございましょうか。

【河村専門委員】 河村ですけど、もう1点よろしいですか。確認。

この今出ているT C Aさんの2ページ目の、これから検討しようとしている悪質な電気通信事業者が、この図でいうと、卸事業者が、転送サービス事業者にO A B J 番号を卸しているという理解でよろしいですか。

【相田主査】 この右上に書いてあるN T T等と書いてある電気通信事業者が、左側の転送サービス事業所に番号を、ここでは付与と書いてありますけれども、卸しているということの確認ということで、これはどうしましょう、事務局のほうがよろしいでしょうか。あるいは警察庁さん、どちらのほうがお答えいただくのに適切でしょうか。

【齊藤番号企画室課長補佐】 事務局でございます。おっしゃるとおりの御理解のとおりで合っております。

【相田主査】 河村委員、よろしいでしょうか。

【河村専門委員】 分かりました、ありがとうございます。

【相田主査】 ここでは、番号指定事業者から直接になっておりますけれども、場合によっては、これが2段、3段にまたがって、孫下ろしみたいなことになっているケースもあるかなというふうには思います。

【河村専門委員】 ありがとうございました。

【相田主査】 ほか、よろしゅうございますでしょうか。

【猿渡専門委員】 矢入先生から挙手ボタンが挙がっています。

【相田主査】 じゃ、矢入先生、お願いいたします。

【矢入専門委員】 チャット欄に書き込まずに申し訳ございません。矢入でございます。

そもそもの話でお聞きしたい点が2点ありまして、1つは、統計についてなんですけれども、うちとかもナンバーディスプレイを入れてないので、先日、偶然とりましたら、総務省ですという特殊詐欺の電話がかかってきて、家中で大受けしてしまったんですけれども、そんな感じで、ナンバーディスプレイを入れていらない家はいっぱいいると思うんですけれども、そういう方が被害に遭った例とかも、ちゃんときちっと発信元まで調べて分類されているのかというのが1点と、それから、もう固定電話に出なくなっているの、いろいろ携帯電話でかかってきたりとかしていて、そちらのほうだと、どういう番号かというのは見えて、その場でその番号をインターネットで検索したりとかすると、いろんな方が、これは怪しい番号ですとかと出ているとか、非常にいい状況になっていたりとかすると思うんですけれども、今現在、悪徳事業者さんというのをすごく探しやすくなっているのか、見つけやすくなっているのか、それとも以前とあんまり変わってないのかとか、そういうのをちょっと教えていただけるとありがたいなと思います。

つまり、2種類あって、ナンバーディスプレイがなくて固定電話にかかってきた人というのは、通報しようと思っても何の情報もなくできなくて、それで携帯電話に偶然かかってきた方とかいうのは本当にその場ですぐにワンクリックとかで探せたりとかいろんなこともできたりとかすると思うんですけれども、そこで世代間とかいろんなので温度差が出ちゃっているのを、皆さんがどうやって対応されて今ここに来ているかというのをちょっと教えていただければと思います。本当に少しでも早く、悪徳な事業者を特定して、そこをとめるというのが、多分すごく大事なことになるので、どこまでできていて、これから先どういこうとされているのかというのをちょっとお聞かせいただければありがたいです。どうぞよろしくお願いします。

【相田主査】 これも、警察庁様のほうでお答えいただくことは可能でしょうか。

【警察庁】 警察庁でございます。まず、ナンバーディスプレイのほうで表示された番号から、元の番号がどこなのかというところは、どの番号が元だったかというのは、そこは分からない状況でございます。一概にナンバーディスプレイに表示されたところからすぐに元の番号がどこからかけられてきたかというのは分からないというのが現状でございます。

電話による詐欺の被害に遭わないために、今回この表ですと、国際電話の番号に対する被害が伸びているというスライドを出しているわけですが、例えば国際電話を介した被害に遭わないような対策といたしまして、警察庁では、固定電話については、国際電話の発着信を無償で休止できるような国際電話の不取扱い受付センターへの申込みを推奨することですとか、あとは携帯電話につきましては、こうした国際電話からの着信規制が可能なアプリの利用を推奨するなど、そういうもろもろの抑止の対策をしながらの現状というようなところでございます。

すみません、お答えになっているかどうか分からないんですが、よろしいでしょうか。

【相田主査】 多分、最初の質問は、ナンバーディスプレイを備えてないとかで発信者番号が表示されないケースというのは、この統計上どうなっているのかという御質問だったと思うんですが。

【矢入専門委員】 そのとおりです。

【警察庁】 その点については、そうしたケースはこの統計上は入っていない状況でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。矢入先生、よろしいでしょうか。

【矢入専門委員】 ありがとうございます。ナンバーディスプレイで表示されなくて被害に遭っちゃった人とかというのがやっぱり多いのかなとか思ったんだけど、そういうことはないんでしょうか。調査をすれば、ナンバーディスプレイを入れてないおうちでも、こういう背景がどうなっているのかというのはお調べできるということなんじゃないでしょうか。

【相田主査】 また、申し訳ありません、警察庁様でお答えいただけますことは可能ですか。

【警察庁】 御指摘のとおり、ナンバーディスプレイを入れてないケースで被害に遭うケースというのはあるというふうに認識をしております。

あともう1点、申し訳ないです、どういう。

【矢入専門委員】 すみません、そういった被害に遭ってしまって、警察に申し上げた際に、警察様のほうで、例えばNTTとかそういうところに開示を要求して、転送先がどこからか分からないとしても、どこからかかかってきたとか、そういう番号のリストとかをちゃんと特定した上で、悪徳業者さんというのをちゃんと見つけていらっしゃるんでしょうか。

【警察庁】 一概に申し上げることはできない部分はあるんですけども、そうした被害があれば、警察としては、必要な調査等をしているというところでございます。

【矢入専門委員】 もう一つ、後半のほうの話で知りたかったのは、そういうデータがどれだけ集まって、タイムラグがどれぐらいで、全国の警察様でこれが悪徳業者さんだよみたいな、そういうのを認知とか周知とかがされるのかというのは、大体のイメージでも結構でするので、教えていただけるとありがたいです。

【警察庁】 少々お待ちいただけますでしょうか。申し訳ございません、一概に申し上げることができない部分もございます、もしそういった観点で御提供できる情報がありましたら、また別途、事務局を通じて提供させていただく形でもよろしいでしょうか。

【矢入専門委員】 どうもありがとうございます。どうかよろしく願いいたします。御無理のない範囲で大丈夫ですので、よろしくお願いいたします。

【相田主査】 それでは、ちょっと時間も押しておりますので、次の議題にまいりたいと思います。

議題の(3)は、「電話番号の犯罪利用対策等に係る電気通信番号制度の在り方」論点(案)についてということで、事務局から御説明をお願いいたします。

【齊藤番号企画室課長補佐】 事務局でございます。それでは、39-5を御覧ください。

2ページ目に検討事項の一覧を示してございます。こちら、1点目から3点目は認定基準の追加の関係で、1点目は規律の対象になる電気通信番号の種別、固定電話番号であるとか、これは何をするのかというところが1点目でございます。

2点目は、今回認定基準に役務の継続性というものを追加してございますので、これを判断するための申請書類を合わせて申請時に出していただくという必要がございますので、この場合にどのような書類を求めるのかというのが2点目。

3点目は、提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用するおそれが高いものの要件といたしまして、今回は、詐欺罪と電子計算機使用詐欺について、一律で欠格事由として排除いたしましたけれども、窃盗罪については非常に軽いものから多岐にわたるということでございますので、省令に委任することとしてございます。具体的にどのような要件とすべきかというところを、ここで議論いただきたいと思います。

4点目から6点目までが、卸元事業者への義務づけの関係でございます。4点目は、卸元事業者が卸先事業者の役務継続性があると認められるかどうかについて確認をいたしますけれども、その要件をどのように定めるべきかというのが4点目の話です。5点目は、役務の継続性の確認義務について、卸提供する番号が少なければ、わざわざこういった義務を課す必要がないということで、昨年の答申でもいただいてございますので、適用除外となるべ

き提供の番号数、何番号以下であれば、この確認義務を課すべきではないとするかを、法律上規定してございますので、その具体的な番号の数について検討いただくというのが5点目でございます。6点目は、この卸元事業者の確認義務の確認方法について、省令に委任してございますので、これを省令にどのように定めるべきか。

最後、7点目については、そのほかの事項といたしまして、今回の法改正では、この犯罪利用対策以外にも広範な内容を含んでいますので、整合を図るための下位法令の改正等について御議論いただきたいというものでございます。

以上でございます。

よろしければ、このまま検討事項ごとの論点について、4ページ目以降、御説明を差し上げたいと思います。

それでは、5ページ目、御覧ください。

5ページ目でございます。1点目、対象の規律となる電気通信番号の種別でございます。こちらは、申請者の役務継続性が認定基準として追加されましたので、この基準が適用される電気通信番号の種別を何にすべきかという点でございます。

令和7年法改正においては、電気通信役務を利用した詐欺罪等の罪に当たる行為の発生状況を勘案して総務省令で定めることとなっております。この総務省令で定める電気通信番号の種別は、後ほど御説明差し上げる卸元事業者への確認義務の対象となる電気通信番号の種別にもなります。この点につきまして、3点目の矢羽根ですが、さきの最終答申において、特殊詐欺の悪用が一定数存在する固定電話番号、特定IP電話番号及び音声伝送携帯電話番号を対象とすることが適当であるとされてございますので、また、この傾向につきましては、特殊詐欺に利用された電気通信番号の種別の推移を見ても、この答申以降もこの傾向に大きな変化はないということから、引き続きこの3つの番号を対象とする方向でよいかというところを、こちらで御提案差し上げているものでございます。

続けて、6ページは参考でございますので割愛いたしまして、7ページ目でございます。こちらが、2点目の論点、申請者の役務継続性を審査するための申請書類についてでございます。

こちらは論点の2つ目でございます。総務省において申請者の役務継続性を確認するために、認定の書類として、例えばこれまでの事業実績ですとか、今後の事業計画等に関する書類の提出を求めて、事業見込みや資金計画等について審査することが考えられるのではないかとということで御提示差し上げてございます。

続けて3つ目でございます。こちらが、提供する電気通信役務が詐欺罪等に利用されるおそれが高いものの要件でございます。

論点の1つ目でございます。今回の法改正においては、詐欺罪や電子計算機使用詐欺を一律に欠格事由とする一方で、窃盗罪については、軽微な万引き等も含まれることから一律に欠格事由として規定するのではなくて、提供する役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高いものの要件に該当しないことを審査することで、窃盗罪に当たる行為の態様等を勘案して認定を拒否し得るということになってございますので、こうした立法趣旨に鑑みまして、まずはいわゆる受け子のように、電気通信番号を使用した特殊詐欺を端緒として、累犯を含む形で窃盗罪を行った者、処罰された者というものを省令で規定するというのがあるのではないかと。そのほか、電気通信番号使用計画の認定の取消しを受けた法人の当時の役員についても、その役員が認定の取消し後、すぐに新たな法人を立ち上げて認定申請してくるといったことを排除するために省令に規定することが考えられるのではないかとでございます。

こちらが、認定の基準の追加の関係の3つの論点でございまして、続きまして、検討事項ごとの論点でございます。10ページ目以降でございます。

まずは、11ページを御覧いただければと思います。4つ目の論点といたしましては、役務の継続性があると認められる基準でございます。

電気通信番号を使用した卸電気通信役務の契約を締結または更新する場合には、卸元事業者は、1つ目として、卸先事業者の電気通信番号使用計画の認定の有無、2つ目として卸先事業者の役務継続の有無を確認しなければならないとされてございますけれども、この要件をどのように定めるべきかというのが、この11ページの論点でございます。

論点のところでございます。今回の法改正においては、以下のいずれかを確認することとされているというふうになりまして、アルファベットa、bでございます。a、1つ目は、電気通信事業その他の事業を総務省令で定める期間以上継続して行っていること。bとしては、役務の提供が継続的に行われると見込まれるものとして総務省令で定める要件を満たすこととでございます。このうち、aのほうの一定期間以上継続しているという点については、令和6年の答申において、卸先事業者が電気通信事業を営む業に係る製品・サービスの提供を6か月以上行っていると確認できる場合が、役務継続可能性の1つの基準としてお示しいただいてございますので、こうした過去の議論を踏まえまして、今回の総務省令で定める事業継続期間は6か月とする方向でよいのではないかとという御提示を差し上げてご

ざいます。

そのほかの要件といたしまして、令和7年の法改正においては、電気通信番号使用計画の認定の基準として申請者の役務継続性を確認するとしてございますので、1つ目の要件としては、令和7年法改正施行後に、総務省から電気通信番号使用計画の認定を直接受けている場合については、その事実を確認することをもって役務継続性の確認としてよいのではないか。また、新規参入事業者について、この事業の継続期間によらず役務継続の可能性があるものと判断できる場合として、例えば、既に一定の事業実績があるグループ企業の組織再編等により新会社が設立された場合。2つ目として、役員の中に電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合などが考えられるのではないかと。また、そのほかにも、こうした事業継続期間によらず役務継続性があると判断できる要件があるかというところを、この4つ目で御議論いただきたいと考えてございます。

12ページは、関係する答申等でございますので、こちら、割愛させていただきます。

続けて、13ページでございます。13ページが、役務の継続性の確認義務の適用除外となる番号数でございます。

論点のところを御覧いただければと思います。令和6年の答申では、犯罪捜査から免れるために短期間で休業状態になるようなものを電気通信番号使用計画の認定から排除するために、卸元事業者が卸先事業者の事業実績を確認して、実績の少ない卸先事業者に対しては提供する番号数を必要最小限に抑えることが有効ではないかというふうに答申をいただいたところでございます。また、先ほどの警察庁様の資料によりますと、令和5年以降に把握いただいております悪質事業者の利用停止番号数の中央値が58.5であったということ、こういった情報を踏まえまして、卸提供される番号の数が50番号以下であれば、卸先事業者の役務継続性の確認義務の適用除外とする方向でよいのではないかとしてございます。中には、利用停止の措置を受けた番号数が50番号以下のケースもございますけれども、資料の注釈にございますとおり、あくまでこの事業者が契約する番号のうち利用停止の措置を受けたものの数でございまして、卸提供される番号数としては、当然もう少し大きな単位であろうと推察されるところもございますので、50番号で一定の効果が得られるのではないかと考えてございます。

続けて14ページでございます。卸電気通信役務を提供する際の確認義務の履行の方法でございます。

さきに4つ目の柱で御説明差し上げた論点について、具体的にどのようにその要件を確

認していくか、書類等をどのように見定めていくというところの議論になってございます。

論点1つ目、①の卸先事業者の計画の認定の有無につきましては、1つ目のポツ、卸先事業者が総務省から直接電気通信番号使用計画の認定を受けている事業者である場合は、もうこの事業者から認定証の提示を受ければ足りるのではないかとしてございます。2つ目として、卸先事業者がみなし認定事業者である場合については、事業者が作成した標準電気通信番号使用計画と、この事業者の電気通信事業者としての登録証または届出証の提示を受けることによって確認をすることが考えられるのではないかとしてございます。その場合、現在、電気通信番号使用計画の認定証には、認定番号ですとか、認定を受けた電気通信番号の種別などの情報が記載されないようなフォーマットになってございますので、この点についても卸先事業者の確認の正確性の担保の観点からも認定書の様式の見直しをしていく必要があるのではないかとというふうに御提示さしあげてございます。

2つ目、卸先事業者の役務継続性の有無についての確認でございます。4の柱で御説明さしあげた基準ごとに確認方法が変わるというふうに考えてございまして、具体的には、下のアルファベットaからdまでの論点に沿って御説明差し上げます。

1つ目、aでございます。電気通信事業その他の事業の継続期間が一定以上あること、こちらについては、サービスの継続期間が確認可能な契約書ですとか、料金請求書等の提示を受けることをもって足りるのではないかとしてございます。bとして、総務省から直接認定を受けていること、こちらは、令和7年法改正の施行後になりますけれども、電気通信番号使用計画の認定証の提示を受けること。cといたしまして、既に一定の事業実績のあるグループ企業の組織再編等によって新会社が設立される場合というのは、親会社等との関係が証明できる有価証券報告書や登記簿謄本等の提示を受けることをもって足りるのではないかとしてございます。最後、d、役員の中に、電気通信番号使用計画の認定事業者において一定の従事経験がある者がいる場合、こちらは、その人間が一定の従事経験があると証明するような書類として、役員であれば例えば過去従事していた企業の登記簿謄本などの提示を受けることによって確認することができるのではないかとしてございます。

続けて、その他の論点でございます。16ページを御覧ください。その他でございます。

そのほか、令和7年法改正の内容との整合ですとか規定の明確を図る観点で、必要に応じて見直しの検討を行うというふうにしてございまして、括弧書きの中、例えば令和7年の法改正においては、卸元事業者に対して一定の確認の義務づけがなされました。この取組が適切に講じられているかどうかというところを担保するために、総務省においても卸元事業

者、卸先事業者の関係をこれまで以上にしっかりと把握する必要性が高まっていると考えてございまして、昨年の答申も踏まえまして、電気通信事業報告規則を見直して、みなし認定事業者を含む全ての事業者に対して卸元事業者名の報告を求めるといったことが考えられるのではないかと考えてございます。

続けて18ページでございます。よろしければ、こういった論点を踏まえまして、今後検討を進めるに当たって、次回以降の会合では、各検討事項の論点について、関係事業者と関係事業者団体からヒアリングを実施することとしてはどうでしょうかと考えてございます。ヒアリングの対象事業者は、固定電話番号等の番号に係る認定を受けている事業者と事業者団体としてございます。

事務局のほうからの御説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【相田主査】 ありがとうございます。ただいま御説明いただいた個々の論点につきましては、最後に御紹介いただいて、ヒアリング等の状況を踏まえながら検討してまいることになるかと思っておりますけれども、ただいまの説明全般につきまして、御質問、御意見等ございましたら、またお受けしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。それでは、河村委員、お願いいたします。

【河村専門委員】 ありがとうございます。今の資料のスライド番号13のところに、一番下の矢羽根ですけれども、警察の資料の中に50番号以下のケースもあるけれども、これは利用停止を受けた者の数でありという御説明がありましたけれども、利用停止を受けたケースで、その事業者が卸提供されていた番号数が幾つであったかというのは、把握するのはそんなに難しくないような気がするんですけど、その理解でよろしいですか。そういう数字をいつか出してくださいますかと言えらるものではないでしょうか。停止された数はすごく正確に出ていたのではないですか。その事業者さんは、実は卸提供を何番号されていましてということ把握できますかということをお教えください。

【相田主査】 事務局、いかがでしょうか。

【齊藤番号企画室課長補佐】 ありがとうございます。今いただきました番号数のところですが、警察庁様ともお話を伺う中でも、番号の停止数については、今回こういう形で具体的に御提示いただいたんですけれども、ひもづいてその事業者がそもそも何番号卸されていたかというところまでの情報の御提示というのは、なかなか難しいと考えてございまして、私ども事務局といたしましても、そういった中であれば、まずは利用停止の番号数の中央値を見定めた上で、一般的には停止されている数よりも当然卸を受けている数が

多いはずでございますので、こういった形で提出の中央値を用いて、卸提供される番号の数が50番号という形で設定をして、こういった数を1つ適用除外のボーダーとするということでの検討さしあげたものでございます。

【相田主査】 河村委員、よろしゅうございますでしょうか。

【河村専門委員】 今の時点でそうですというのは分かったんですけども、多分事業者さんの名前とかはつきり、今はア、イ、ウ、エ、オとか書いてありますけど、分かっているのしょうから、そんなに難しいことなのかなと。今の時点で警察庁さんから御提示いただいていませんというのは、もちろんそれは分かったんですけども、そんなに難しいことなのだろうかとというのが、私のつぶやきでございます。

今後、そういうことを調べてみることで、出してみることで可能ですかという意味でコメントしました。ということで、以上です。

【相田主査】 事務局のほう、今後そのデータを出していただくことはやはり難しそうですね。

【齊藤番号企画室課長補佐】 先ほど警察庁様がお示しいただいたところも、捜査中のデータなどを用いたものだというふうには伺ってございますので、今後もなかなかデータとしてお示しいただくことは難しいのかなというふうには考えているんですけども、警察庁様、その辺りいかがでございますでしょうか。

【警察庁】 警察庁でございます。よろしいでしょうか。

【相田主査】 お願いいたします。

【警察庁】 先ほど総務省さんのほうからお話いただきましたとおり、卸元事業者に対する提供番号数については、捜査情報でございますので、ちょっとお示しするのは難しいのかなというふうには考えております。

【相田主査】 よろしゅうございますでしょうか。

【河村専門委員】 取りあえず、回答につきましては理解しました。

【相田主査】 ほかにいかがでございますでしょうか。

私からも1点、今の資料で言いますと、5ページ目ですか。固定電話番号、特殊IP電話番号及び音声伝送携帯電話番号を対象ということですが、先ほどの警察庁さんの御説明では、付加的役務の番号、0120とかもこれまで使われたことがあったというふうには聞こえたんですけども、グラフを見る限り、数はあまり多くないので除外の方向というふうには考えたということでよろしゅうございますでしょうか。

【齊藤番号企画室課長補佐】 警察庁からいただきました情報の傾向からしても、やはり特に固定と０５０と携帯電話が大変多いという実態もいただいてございましたので、引き続きこの３つの番号ということで考えてございました。

【相田主査】 ほかにいかがでございますでしょうか。

ちょっと私の進行の不手際で、やや時間が押しておりますので、先ほど警察庁様、ＴＣＡ様からいただいたプレゼンに関する追加の質問、あるいはただいま御紹介いただきました論点及び今後の進め方につきまして、追加の質問とか御意見等ございましたら、事務局のほうまでお送りいただければ、取りまとめて、またヒアリングの際のインプット等々にもしていただけるかなというふうに思いますので、そのように御連絡いただければというふうに思います。

それでは、残りの議題は（４）その他ということになりますけれども、今後の予定等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【齊藤番号企画室課長補佐】 事務局でございます。次回の電気通信番号政策委員会は７月の７日月曜日の１０時から開催予定でございます。詳細については、また事務局より別途御連絡をいたします。

以上でございます。

【相田主査】 先ほど申し上げましたように、もし質問等ございましたら、いつまでにかいうあれは、事務局のほう、ございますか。

【齊藤番号企画室課長補佐】 ありがとうございます。もし可能でしたら、次回の開催時期も直近でございますので、明日７月の１日いっぱい御質問いただければ大変幸いです。

【相田主査】 ということで、ちょっと慌ただしくて申し訳ございませんけれども、もし追加の質問、御意見等ございましたら、可能な限り明日中に事務局に御連絡いただければと思います。

以上で、事務局に御用意いただいた議事は終了いたしましたけれども、全体を通しまして、発言の希望、追加の発言の希望がございましたらお受けしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の情報通信審議会電気通信事業政策部会の電気通信番号政策委員会の第３９回会合を閉会いたします。皆様、お忙しいところ御出席いただき、活発に御意見等をいただきましてありがとうございました。

